

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

八重瀬町は総面積 26.9 km²、沖縄本島南部に位置し、町の南北を繋ぐ国道 507 号線は那覇空港自動車道南風原南 IC と接続し、那覇空港・本島中北部へのアクセスが容易であるほか、具志頭地域は那覇市～糸満市～南城市へと続く国道 331 号線の間接点にあたり、南部周遊観光ルートにおける結節点となっている。

平成 30 年 4 月末時点の町人口は 30,921 人、今後の人口推計においては引き続き増加傾向にあるものの、生産年齢人口はほぼ横ばいの状態が続くと予想されている。

町の主要産業としては医療・福祉、卸・小売、建設、製造、農業、サービス業を中心に多様な業種の事業者が存在しており、これらが八重瀬町の経済及び雇用を支えている。

2012 年における八重瀬町の労働生産性は 486 万円/人と、全国平均（457 万円/人）を上回り県内では最も高くなっているが、八重瀬町における売上高上位 5 業種のうち、医療業が 624 万円/人（県内 2 位）、食飲料品卸売業が 384 万円/人（県内 10 位）、社会保険・社会福祉・介護事業が 220 万円/人（同 23 位）、総合工事業が 224 万円（同 30 位）、農業が 59 万円/人（同 17 位）と、業種により労働生産性に開きが生じており、一部の業種を除けば全国平均・県平均を下回っている。

また、八重瀬町においても業種を問わず人手不足・後継者不足は課題となっており、企業の生産活動に支障を及ぼしている。

※ 各種数値については RESAS 等を参照。

(2) 目標

八重瀬町では生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、町内中小企業者による先端設備等導入計画（以下、単に「導入計画」という。）の策定・認定を通じ、先端設備等の導入を促す。そのため、八重瀬町における目標は次の通りとする。

- 導入計画の認定数 年間 3 件以上

(3) 労働生産性に関する目標

八重瀬町では、基本計画による町内中小企業者への先端設備等の導入を促し、八重瀬町全体の労働生産性向上を図る。そのため、基本計画における労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）に関する目標は次のとおりとする。

- 導入計画を策定した事業者における労働生産性の伸び率 年平均3%以上

2 先端設備等の種類

八重瀬町では、基本計画により全体で生産性の底上げを図る観点から、基本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

八重瀬町には町全域にわたり農業・製造業・サービス業等、多様な事業者が存在し、町の雇用・経済を支えている。そのため、八重瀬町における基本計画の対象区域、業種並びに事業については次のとおりとする。

(1) 対象区域

基本計画の対象区域は、八重瀬町内の全域とする。

(2) 対象業種・事業

基本計画における対象業種はすべての事業とし、対象事業は労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

基本計画の計画期間は、計画同意の日から3年とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用の安定

地域における雇用の維持・確保を図る観点から、人員削減を目的とした取組については導入計画の認定の対象外とする。

(2) 健全な地域経済の発展・安全な住民生活の保全

地域における安全・安心の維持・確保を図る観点から、公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められる取組については、導入計画の認定の対象外とする。また、安全な住民生活の保全に影響すると考えられる取組については、あらかじめ関係する地域住民の意見を聴取することとする。

平成 30 年 6 月
沖縄県八重瀬町